

山口県報

平成21年
9月15日
(火曜日)

目次

| | |
|--|---|
| 規則 | 1 |
| 山口県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則(住宅課) | 1 |
| 訓令 | 1 |
| 農業共済組合等検査規程の一部を改正する訓令(団体指導室) | 1 |
| 告示 | 1 |
| 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課) | 3 |
| 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課) | 3 |
| 生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課) | 3 |
| 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課) | 4 |
| 公告 | 4 |
| 国土調査の成果の認証(地域政策課) | 4 |
| 山口県若者就職支援センターに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等(労働政策課) | 5 |
| 教委公告 | 5 |
| 山口県入ボーツ交流村に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等 | 6 |

山口県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年九月十五日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第六十一号

山口県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

山口県営住宅条例施行規則(平成十六年山口県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「指定の申請」を「応募」に改め、同条中「第四十五条の三第一項」を「第四十五条の三第二項」に改め、同条第四号中「申請者」を「応募者」に改め、同条第五号中「申請」を「応募」に改める。

第三条の見出しを「(応募の手続)」に改め、同条第一項を次のように改める。

条例第四十五条の三第三項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 応募者の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名

二 県営住宅及び共同施設の管理に係る事業計画

第三条第二項中「第四十五条の三第二項」を「第四十五条の三第三項」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度の事業報告書又はこれに類する書類

第四条中「第四十五条の三第六項」を「第四十五条の三第八項」に改める。

本則に次の一条を加える。

第五条 この規則に定めるもののほか、県営住宅及び共同施設の管理について必要な事項は、別に定める。

別記様式を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県訓令第六号

農業共済組合等検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年九月十五日

山口県知事 二井 関成

農林水産部

農業共済組合等検査規程の一部を改正する訓令

農業共済組合等検査規程(昭和四十三年山口県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

受訓先を「農林水産部」に改める。

第二条を次のように改める。

(検査の目的)

第二条 検査は、合法性、合目的性及び合理性の観点から組合等の業務及び会計の実態を把握することにより、組合等に対する個別指導の実を挙げ、もつて農業災害補償制度における組合等の事業の運営の適正化に資することを目的として行うものとする。

第十七条中「もらして」を「漏らして」に改め、同条を第十九条とする。

第十六条第二項中「交付する」の下に「とともに、当該検査書に記載された事項に関する意見又は今後の措置若しくは方針について記載した回答書の提出を求める」を加え、同条第三項中「前項の検査書中に改善整備を要する」を「検査の結果、共済事業を適正かつ効率的に行わせるため、特に改善の必要がある」に改め、「ついで」の下に「記載した」を加え、同条第五項中「第二項の検査書の写し」を「検査結果の概要を記載した書類」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に、「うえ」を「上」、理事会の議事録及び」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加え、同条を第十八条とする。

4 農業共済組合が第二項の回答書を提出する場合には、理事会の議事録及び監事の意見書を添付させるものとする。

第十五条中「行うものとする」を「行い、これについての意見等を聴取するよう」にしなければならぬ」に改め、同条を第十七条とする。

第十四条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条第四号中「はなはだしく」を「甚だしく」に改め、同条第五号中「行なう」を「行う」に改め、同条を第十六条とする。

第十三条の見出しを「(検査員の遵守事項)」に改め、同条第二号中「持し」を「保持し」に改め、同条に次の二号を加え、同条を第十五条とする。

三 事実の認定、処理の判断及び意見の表明を行うに当たつて、常に公正不偏の態度を保持すること。

四 組合等の業務及び会計が適正であり、かつ、妥当であるかどうかの意見を表明するに足りる合理的な根拠を得るまで、検査を実施すること。

第十二条の見出しを「(私物検査の制限)」に改め、同条中「行なつて」を「行つて」に改め、同条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(組合員等との照査)

第十四条 検査員は、検査上特に必要がある場合においては、組合員若しくは加入者、退職した役員若しくは職員、取引先又はその他の関係者に対し、任意の説明、答弁又は書面の提出を求めることができる。

第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とし、第九条第一項に次のただし書を加える。

ただし、支所、出張所等の出先機関において単独で行うことは、これを妨げない。

第九条第二項中「検査員に」の下に「農業災害補償法施行規則(昭和二十二年農林省令第九十五号)第四十六条の規定による」を加え、「(別記様式)」を削り、同条を第十條とする。

第八条中「行なう」を「行う」に改め、同条を第九条とする。

第七条を第八条とする。

第四条から第六条までを削り、第三条を第四条とし、同条の次に次の三条を加える。

(検査の範囲)

第五条 検査は、原則として検査基準日の属する事業年度の前事業年度の開始の日から検査基準日までについて行うものとする。ただし、特に必要があると認められるときは、検査基準日の属する事業年度の前々事業年度以前及び検査基準日後についても行うことができる。

(検査基準日)

第六条 検査基準日は、検査に着手した日の前業務日とする。ただし、検査に着手した日の前業務日に残高試算表が作成されていない場合には、検査に着手した日の直近の残高試算表が作成された日とすることができる。

(検査の場所及び方法)

第七条 検査は、組合等の事務所、倉庫、事業場その他組合等の業務に直接又は間接に関係のある場所において、現物の検査、帳簿その他の書類の検査及び役員又は職員からの説明の聴取の方法により行うものとする。ただし、必要があるときは、これらの場所以外の場所において、検査を行うことができる。

第二条の次に次の一条を加える。

(年間の検査計画等の作成)

第三条 知事は、毎年度当初に、法第四百二十二条の三の規定による検査についての年間の検査計画及び検査の重点事項を作成するものとする。

附則

この訓令は、平成二十一年九月十五日から施行する。



山口県告示第三百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十一年九月十五日

山口県知事 二井 関 成

| 名 医 | 療 称 | 所 在 地 | 機 関 | 廃 止 年 月 日 |
|------------------------------|---------------------------|-----------------------------|-------------------------------|---------------|
| 萩市見島診療所 | | 萩市見島三五の二 | | 平成二一、六、三〇 |
| おもかわ歯科医院 | | 周南市古川町二番一号 | | " |
| たかもり薬局 | | 岩国市周東町下久原二四八一の三 | | " |
| 浅江薬局 | | 光市浅江一丁目一七番二二三号 | | " |
| みついで中央薬局 | | 中央二丁目一〇番二二二号 | | " |
| こがね町薬局 | | 柳井市中央二丁目五番七号 | | " |
| 柳町薬局 | | 中央一丁目一〇番一四号 | | " |
| 大才薬局 | | " 四番一五号 | | " |
| ハート薬局 | | 新庄二の五九 | | " |
| ハート薬局沖原店 | | " 一五二九の四 | | " |
| ハート薬局南町店 | | 南町六丁目一四番一号 | | " |
| 南町薬局 | | 南町七丁目九番一号 | | " |
| しんえい薬局 | | 天神一六番八号 | | " |
| 指定訪問看護事業者等 主たる事務所 の所在地 | 訪問看護ステーション等 の所在地 | | | 廃止年月日 |
| 周防大島町 | 大島郡周防大島 町大字小松一二 六の二 | 周防大島町訪問 看護ステーション たちばな | 大島郡周防大島 町大字西安下庄 三九二〇の一七 | 平成二一、 六、三〇 |

山口県告示第三百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十一年九月十五日

山口県知事 二井 関 成

| 名 医 | 療 称 | 所 在 地 | 機 関 | 指 定 年 月 日 |
|------------|-----|-----------------|-----|-----------|
| 萩市見島診療所 | | 萩市見島九五の一 | | 平成二一、七、一 |
| おもかわ歯科医院 | | 周南市古川町三番一七号 | | " |
| たかもり薬局 | | 岩国市周東町下久原二四八一の三 | | " |
| 浅江薬局 | | 光市浅江一丁目一七番二二三号 | | " |
| みついで中央薬局 | | 中央二丁目一〇番二二二号 | | " |
| こがね町薬局 | | 柳井市中央二丁目五番七号 | | " |
| 柳町薬局 | | 中央一丁目一〇番一四号 | | " |
| 大才薬局 | | " 四番一五号 | | " |
| ハート薬局 | | 新庄二の五九 | | " |
| ハート薬局沖原店 | | " 一五二九の四 | | " |
| ハート薬局南町店 | | 南町六丁目一四番一号 | | " |
| 南町薬局 | | 南町七丁目九番一号 | | " |
| しんえい薬局 | | 天神一六番八号 | | " |
| ウオッツ周南周陽薬局 | | 周南市周陽一丁目一番一号 | | 八、 |

山口県告示第三百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十一年九月十五日

山口県知事 二井 関 成

| 居宅介護事業者 氏名又は名 称 | 住所又は主 たる事務所 の所在地 | 居宅介護事業所 名 称 | 事業の 所在地 | 種類 | 廃止年月日 |
|-----------------------|------------------------|----------------|------------|----|-------|
| | | | | | |

周防大島町 大島郡周防大島町大字小松一・二・六の二 周防大島町訪問看護ステーションたちばな 大島郡周防大島町大字西安の庄三九二〇の一七 訪問看護 平成二一、六、三〇

周防大島町 大島郡周防大島町大字小松一・二・六の二 周防大島町訪問看護ステーションたちばな 大島郡周防大島町大字西安の庄三九二〇の一七 介護予防事業所 平成二一、六、三〇

山口県告示第三百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十一年九月十五日

山口県知事 二井 関 成

| 居宅介護事業者 氏名又は名称 住所又は主たる事務所の所在地 | 居宅介護事業者 名称 所在地 | 事業の種類 | 指定年月日 |
|--------------------------------------|-------------------------------------|-------------|-----------|
| 株式会社ヘルパーステーション 周南市桜木三丁目八番三二一 号 | ヘルパーステーション 周南市桜木三丁目八番三二一 号 | 訪問介護 | 平成二〇、一二、一 |
| 株式会社保健企画 宇部市五十目山町一五番二 号 | みつば薬局 山陽小野田市 四番七号 | 居宅療養管理指導 | 平成二一、七、一 |
| 医療法人星の里会 豊浦郡菊川町大字下岡枝一 一・三 | 老人保健施設ライフ菊川 豊浦郡菊川町大字下岡枝一 一・三 | 通所リハビリテーション | 平成一三、六、一 |
| 周防大島町 大島郡周防大島町大字小松一・二・六の二 | 周防大島町立東和病院 大島郡周防大島町大字西方 五七一の一 | 訪問看護 | 平成二一、五、一 |

山口県告示第三百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十一年九月十五日

山口県知事 二井 関 成

| 介護予防事業者 氏名又は名称 住所又は主たる事務所の所在地 | 介護予防事業者 名称 所在地 | 事業の種類 | 指定年月日 |
|--------------------------------------|----------------------------------|--------------|-----------|
| 株式会社ヘルパーステーション 周南市桜木三丁目八番三二一 号 | ヘルパーステーション 周南市桜木三丁目八番三二一 号 | 介護予防訪問看護 | 平成二〇、一二、一 |
| 株式会社保健企画 宇部市五十目山町一五番二 号 | みつば薬局 山陽小野田市 四番七号 | 介護予防居宅療養管理指導 | 平成二一、七、一 |



(三〇二) 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十一年九月十五日

山口県知事 二井 関 成

一 国土調査を行った者の名称等

| 国土調査を行った者の名称 | 国土調査を行った期間 | 成果の名称 | 国土調査を行った地域 |
|--------------|---------------------------|--------|----------------|
| 下関市 | 平成十九年五月十四日から平成二十一年三月十二日まで | 下関市地籍簿 | 前田一丁目及び前田二丁目一部 |

二 認証年月日

平成二十一年九月十五日

(三〇二) 山口県若者就職支援センターに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等

山口県若者就職支援センター条例の一部を改正する条例(平成二十一年山口県条例第四十二号。以下「一部改正条例」という。)附則第二項の規定により、山口県若者就職支援センターに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等について次のとおり公告します。

平成二十一年九月十五日

山口県知事 二井 関 成

一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 一部改正条例による改正後の山口県若者就職支援センター条例(平成十六年山口県条例第二号。以下「改正後の条例」という。)(第三条各号に掲げる業務に関すること。

(二) 改正後の条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に閉館し、又は臨時に閉館すること。

(三) 改正後の条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。

(四) 改正後の条例第六条の規定により、山口県若者就職支援センターの利用を拒むこと。

(五) 施設及び設備の維持管理に関すること。
二 指定しようとする期間
平成二十二年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間

三 応募者に必要な資格に関する事項

公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体(以下「法人等」という。)で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの(複数の法人等により構成される法人格を有しない団体(以下「共同体」という。))にあっては、その構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当するもの(とする。)

(一) 法人等(法人格を有しない団体)にあっては、その代表者(が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。

2 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

3 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づき再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づき更生手続開始の申立て

がされていないこと。

(二) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でないこと。

(三) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者の統制の下にあるものでないこと。

(四) 指定を請負とみなした場合に、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十二条の二、第四百二十二条(同法第六百六十六条第二項において準用する場合を含む。)(又は第八十条の五第六項の規定に抵触することとなる者を構成員とするものでないこと。

(五) 山口県における地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げたものでないこと。

(六) 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

(七) 共同体にあっては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は他の応募者でないこと。

四 募集要項の配布

(一) 場所
山口市滝町一番一号 山口県商工労働部労働政策課

(二) 期間
平成二十一年九月十五日から同年十月十九日までの間

五 応募の方法及び期間

(一) 方法
公募に係る応募をしようとするものは、山口県若者就職支援センター規則の一部を改正する規則(平成二十一年山口県規則第五十七号)による改正後の山口県若者就職支援センター規則(平成十六年山口県規則第二十一号)第三条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参し、又は書留により郵送して山口県商工労働部労働政策課に提出しなければならない。

(二) 期間
平成二十一年九月十五日から同年十月十九日までの間

六 その他

(一) 公募に係る説明会を平成二十一年九月二十五日(金曜日)午後一時三十分から山口市小郡高砂町一番一〇号 山口県若者就職支援センターセミナールームにおいて行う。

(二) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置

要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止又は山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は指定を行わないことがある。



公 告

山口県スポーツ交流村に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等

山口県体育施設条例（昭和四十年山口県条例第十二号。以下「条例」という。）第十五条第二項の規定により、山口県スポーツ交流村に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等について次のとおり公告します。

平成二十一年九月十五日

山口県教育委員会

一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる業務に関すること（学校体育関係職員の研修に関するものを除く。）。

(二) 条例第三条第三号に掲げる業務に関すること（教育委員会が定めるものに限る。）。

(三) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。

(四) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の使用時間を変更すること。

(五) 条例第六条の許可をすること。

(六) 条例第八条の規定により、使用者に対し必要な指示をすること。

(七) 条例第九条の規定により、体育施設を他に使用させることを承認すること。

(八) 条例第十一条の規定により、使用者の許可を取り消すこと。

(九) 施設及び設備の維持管理に関すること。

二 指定しようとする期間

平成二十二年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間

三 応募者に必要な資格に関する事項

公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体（以下「法人等」と

いう。）で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの（複数の法人等により構成される法人格を有しない団体（以下「共同体」という。）にあっては、その構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当するもの）とする。

(一) 法人等（法人格を有しない団体にあっては、その代表者）が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。

2 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

3 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。

(二) 主たる事務所を県内に有していること。

(三) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。

(四) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなつた日から五年を経過しない者の統制の下にあるものでないこと。

(五) 山口県における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げたものでないこと。

(六) 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

(七) 共同体にあっては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は他の応募者でないこと。

四 募集要項の配布

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県教育庁学校安全・体育課

(二) 期間

平成二十一年九月十五日から同年十月十五日までの間

五 応募の方法及び期間

(一) 方法

公募に係る応募をしようとするものは、山口県体育施設規則（昭和四十年山口県教育委員会規則第六号）第三条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参し、又は書留により郵送して山口県教育庁学校安全・体育課に提出しなければならない。

(二) 期間
六 その他

平成二十一年九月十五日から同年十月十五日までの間

(一) 公募に係る説明会を平成二十一年九月二十四日(木曜日)午前十時から光市光井二丁目一九番一号 山口県スポーツ交流村第一研修室において行う。

(二) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止又は山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は指定を行わないことがある。

(三) 詳細については、山口県教育庁学校安全・体育課(電話〇八三―九三三―四六七

〇)に問い合わせること。

平成二十一年九月十五日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁